

# 議会の動き

## 市民に開かれた議会を目指して

### ～小郡市議会基本条例を制定～

#### 議会基本条例が成立

平成22年3月19日の3月定例市議会最終日において、市民に開かれた議会を目指して、議会改革をさらに継続、発展させていくために議会改革特別委員会において検討を重ねてきた「小郡市議会基本条例」を議員で提案、全員賛成で可決しました。

以下、この条例の要旨を説明します。

#### 制定の趣旨・目的

##### 前文

小郡市民の負託を受けた小郡市議会と市長は、共に市民にとって最良の意思決定を行わなければならないという共通の使命が課せられています。

特に地方分権一括法により、自治体の自主的な決定と責任が拡大するなか、合議制である議会には、市民への情報公開と意見の収集を積極的にを行い、市民の負託に応える活発な活動が求められています。

そこで、小郡市議会は、議員の総意により「小郡市議会基本条例」を制定しました。

#### 目的（第1条）

市民の負託に的確に 대응するために、議会運営に関する基本的な事項を定めることにより、市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的として規定

#### 議会、議員の活動原則

##### 議会の活動原則（第2条）

市民の負託に応える議会活動のあるべき姿として、市民に開かれた議会を目指すことや市民の多様な意見を的確に把握するために市民参加の機会を拡充し、市民の意見を政策提案に反映すること及び市民本位の立場での市政運営の監視及び評価を行うことを規定

##### 議員の活動原則（第3条）

議員のあるべき姿として、市民の意見を市政に反映するために議員相互の自由な討議

を重ねること、市民の多様な意見を的確に把握すること、不断の研鑽により、市民の負託に応える活動を行うこと及び市民全体の福祉の向上を目指して活動することを規定



#### 市民と議会の関係

##### 市民参加及び市民との連携（第4条）

議会活動に関する情報公開を徹底し、議会の説明責任を果たすことを規定  
委員会の会議を原則公開することを規定  
請願及び陳情を政策提案と位置付けることを規定

市民や市民団体の意見を的確に把握し、その意見を元に政策提案に生かすことを規定

前項の目的達成のため、市民との意見交換会を開催することを規定

意見交換会の具体的な実施方法は今後決めることになっていきます。

#### 議会と市長の関係

##### 議会及び議員と市長等の関係（第5条）

本会議における市長等との質疑応答については、論点争点を明確にするため、一問一答方式とすることを規定

これまでは議員からの質問のみだったが、市長等が逆質問できることを規定

##### 市長等による政策等の説明（第6条）

市の政策等については、その提案の根拠を明らかにするため、議会として市長等に説明を求めることを規定

予算及び決算における

説明資料（第7条）

予算、決算については、論点、争点を明らかにするため、施策別又は事業別の説明資料の提出を求めることを規定

法律第96条第2項の議決事件（第8条）

議会が議決する事柄は、地方自治法に15項目が規定されているが、市政における重要な政策等の決定に参画する観点から、さらに市の条例で積極的に議決事件を追加することを規定

自由討議の拡大

自由討議による合意形成（第9条）

議会が討論の場であることから、議員相互の自由な討議によって合意形成に努めることを規定

議員相互の自由な討議を中心にした議会運営を行うため、市長等の出席要請を必要最小限にとどめることを規定

積極的に議員相互の自由な討議を行い、議案の提出を積極的に行うことを規定

委員会の活動

委員会の活動（第10条）

委員会は、積極的な調査研究により、詳細かつ能率的な審査を行い、政策提案を行うことを規定

参考人制度及び公聴会制度を活用し、議会の討議に反映することを規定  
委員会において年間活動計画を策定することを規定  
本会議における報告と、関係部署との意見交換の場を設けることを規定

委員長報告を市民に対して分かりやすい報告とすることを規定  
参考人制度とは・・・委員会が調査又は審査のため、利害関係者や学識経験者等に出席を求めて意見を聴くことを言います。

公聴会制度とは・・・委員会が重要案件の調査又は審査のため、利害関係者や学

識経験者等から意見を聴くことを言います。参考人制度と異なり意見を述べる人を公募します。



議会・議会事務局の体制整備

議員研修の充実強化（第11条）

議員の政策立案能力の向上のために、議員研修の充実強化を規定  
各分野の専門家や市民各層を講師に、議員研修を積極的にを行うことを規定

議会事務局の体制整備（第12条）

議会及び議員の政策立案能

力の向上のため、議長は議会事務局の体制強化に努めることを規定

議会広報の充実（第13条）

市民が議会と市政に関心をもちてもらえるような議会だよりを作成し、情報提供を行うことを規定  
インターネットを含めた多様な手段による議会広報活動を行うことを規定



議員の定数及び政治倫理

議員定数（第14条）

議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状と課題、将来の予測及び展望を十分に考慮することを規定

議員の政治倫理（第15条）

議員活動に公正性と透明性を確保するため小郡市政倫理条例を遵守しなければならないことを規定

最高規範性と研修・検証

最高規範性（第16条）

この条例は、議会における最高規範であつて、議会は、この条例の趣旨に反する議会に関する条例又は規則等を制定してはならないことを規定

研修及び検証（第17条）

この条例の理念を浸透させるための研修を一般選挙後に行うことを規定  
この条例の目的が達成されたかの検証を年に1回行うことを規定  
必要に応じて、この条例の改正を含む適切な措置を講じることを規定

今後、この条例に沿った活動を行っていくことにより、議会の活性化を図り、市民福祉の向上と市政の発展に寄与していきます。